

大労安発1125第3号
労 政 第 1736号
令和 2年 2月 3日

各 団 体 代 表 者 様

大阪労働局職業安定部長
大阪府商工労働部長

大学等卒業予定者の就職の機会均等の確保について（依頼）

平素は、労働行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、憲法では全ての人に「職業選択の自由」を保障しており、誰もが自由に自分の能力や適性に応じて職業を選ぶことができるように就職の機会均等を図ることになっています。

そのために、職業安定法及び「求職者等の個人情報の取扱いについて（大臣指針）」（裏面）では応募・選考時において、特別な職業上の必要性等がないにもかかわらず、本人の適性・能力とは関係のない家族の状況・住居環境等や本人の自由であるべき思想・信条等について、質問・情報の収集をすることを禁じています。

また、男女雇用機会均等法でも労働者の募集及び採用における性別を理由とする差別を禁止しています。

しかしながら、大学生から報告され明らかとなった「問題事象報告」のみを見ても、家族に関する事等面接時における本人の適性・能力に関係のない不適切な質問が後を絶たない状況にあります。

大阪労働局（ハローワーク）及び大阪府では、大学等卒業予定者をはじめ、あらゆる人々の就職の機会均等の確保を図るため、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考の実施に向けた各種啓発活動を積極的に進めています。

さらに、大学等就職問題連絡協議会（大就連）と連携をはかり、問題事象に対する迅速な問題解決に向けて取り組んでおりますので、貴団体におかれましても、公正な採用選考の趣旨をご理解いただき、会員企業等に対する周知等、公正な採用選考の実施について引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

大阪府商工労働部雇用推進室労政課

労政・労働福祉グループ 山寄・國部

住所：〒559-8555 大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか 11 階

TEL：06-6210-9518 FAX：06-6360-4751

E-mail：rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

職業安定法「求職者等の個人情報の取扱い」について

第5条の4 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(次項において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。

「求職者等の個人情報の取扱いについて」は次のことに注意して下さい。

○求人企業、職業紹介事業者などが対象となります。

○個人情報の収集の基本は、

- ・ 業務の目的の範囲内で収集すること。
- ・ 収集してはならない個人情報は、次のイ～ハです。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、家族の職業・収入、本人の資産などの情報、容姿、スリーサイズなど

ロ 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など

ハ 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報など

○個人情報を収集するには、

- ・ 本人から直接収集すること。
- ・ 本人以外から収集する時は、本人の同意を得たうえで収集すること。

○個人情報の保管、使用は、収集目的の範囲に限られます。

○個人情報の管理は、

- ・ 目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つこと。
- ・ 紛失、破壊及び改ざんを防止すること。
- ・ 第三者からのアクセスを防止すること。
- ・ 必要が無くなれば破棄または削除すること。

○違反したときは、改善命令や罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が適用される場合があります。

【「求職者等の個人情報の取り扱いについて(大臣指針)」平成24年厚生労働省告示第506号 第四より抜粋】

就職差別を未然に防止し、公正な採用選考を図るためには、法律を遵守するだけでよいというものはありません。

従来から、公正な採用選考について、事業主のみなさまにご理解とご協力を要請してきた趣旨を十分にご認識いただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立が図られるよう、さらに積極的な取り組みをお願いします。